



# 平成28・29年度の 保険料率について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率の改定を行いました。

## 平成26・27年度の保険料率

所得割率 **9.00%**  
被保険者均等割額 **45,761円**



## 平成28・29年度の保険料率

所得割率 **9.54%**  
被保険者均等割額 **46,984円**

## 平成26・27年度 一人当たり平均保険料(年額)

**82,144円**



## 平成28・29年度 一人当たり平均保険料(年額)

**84,035円**

## 保険料が増加する理由

- 1 被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと
- 2 高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率(※)が10.73%から10.99%になったこと  
※医療給付費に占める保険料負担の割合を、国が全国一律に決定するもの。

## 保険料の計算方法

保険料は所得金額に応じて計算されます。

### 所得割額

(所得金額-33万円)  
× 所得割率 **9.54%**

+

### 被保険者均等割額

被保険者一人当たり  
**46,984円**

=

**保険料(年額)**  
(限度額57万円)  
※100円未満切捨て

※年金所得のみの方は(年金収入-公的年金等控除額)が所得金額になります。

# 所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

## 1. 被保険者均等割額の軽減(一人当たり軽減額)

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

**9割  
軽減**

(42,286円軽減)

- 所得金額の合計が33万円以下
- 被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)

**8.5割  
軽減**

(39,937円軽減)

- 所得金額の合計が33万円以下
- 9割軽減にあてはまらない

**5割  
軽減**

(23,492円軽減)

- 所得金額の合計が33万円を超え  
 $33万円 + (26.5万円 \times \text{世帯の被保険者数})$  以下

**2割  
軽減**

(9,397円軽減)

- 所得金額の合計が33万円を超え  
 $33万円 + (48万円 \times \text{世帯の被保険者数})$  以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

●平成28年度から国の基準に合わせて、5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

**5割軽減  
の拡大**

拡大前

$33万円 + (26万円 \times \text{世帯の被保険者数})$  以下

拡大後

$33万円 + (26.5万円 \times \text{世帯の被保険者数})$  以下

**2割軽減  
の拡大**

拡大前

$33万円 + (47万円 \times \text{世帯の被保険者数})$  以下

拡大後

$33万円 + (48万円 \times \text{世帯の被保険者数})$  以下

## 2. 所得割額の軽減

**5割軽減**

本人の所得金額から33万円を引いた額が58万円以下(公的年金収入で211万円以下)

## 職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の被保険者均等割額が**9割軽減**され、所得割額が**課せられません**。

# 年金所得者の保険料の計算モデル

夫婦が共に被保険者である世帯で、妻の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)の場合

## 平成26・27年度

夫の年金収入 790,000円		保険料(年額)	
夫	所得割額	0円	4,500円
	被保険者均等割額	4,576円 (9割軽減)	
妻	所得割額	0円	4,500円
	被保険者均等割額	4,576円 (9割軽減)	

夫の年金収入 1,680,000円		保険料(年額)	
夫	所得割額	6,750円 (5割軽減)	13,600円
	被保険者均等割額	6,864円 (8.5割軽減)	
妻	所得割額	0円	6,800円
	被保険者均等割額	6,864円 (8.5割軽減)	

夫の年金収入 2,700,000円		保険料(年額)	
夫	所得割額	105,300円	151,000円
	被保険者均等割額	45,761円	
妻	所得割額	0円	45,700円
	被保険者均等割額	45,761円	

## 平成28・29年度

夫の年金収入 790,000円		保険料(年額)	
夫	所得割額	0円	4,600円 (100円増)
	被保険者均等割額	4,698円 (9割軽減)	
妻	所得割額	0円	4,600円 (100円増)
	被保険者均等割額	4,698円 (9割軽減)	

夫の年金収入 1,680,000円		保険料(年額)	
夫	所得割額	7,155円 (5割軽減)	14,200円 (600円増)
	被保険者均等割額	7,047円 (8.5割軽減)	
妻	所得割額	0円	7,000円 (200円増)
	被保険者均等割額	7,047円 (8.5割軽減)	

夫の年金収入 2,700,000円		保険料(年額)	
夫	所得割額	111,618円	158,600円 (7,600円増)
	被保険者均等割額	46,984円	
妻	所得割額	0円	46,900円 (1,200円増)
	被保険者均等割額	46,984円	

## ジェネリック医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同等の効き目があるお薬です。新薬に比べて、開発に要する費用や期間が少なくて済むため、一般的に価格が安くなり、**医療機関等で支払うお薬代が安くなります。**

※新薬が効能追加を行っている場合など、効能・効果が異なる場合や、新薬しか発売されていないことがあります。



**ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師によくご相談ください。**

## 交通事故にあったときは？

交通事故など他人の行為（第三者行為）によりけがや病気をした場合、保険証を使えますが、お住まいの市区町村の担当窓口には必ず届出をしてください。

この届出により、広域連合があなたに代わって、あとで相手方に過失の割合に応じて医療にかかった費用を請求することになります。

## 柔道整復師（整骨院・接骨院）、鍼灸師・マッサージ師の正しいかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）、鍼灸師などの診療には、保険証が「使える場合」と「使えない場合」がありますので、受診の際には気をつけてください。

保険証が使える場合	
柔道整復	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外傷性の捻挫・打撲等</li> <li>● 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術</li> <li>● 応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急手当後は医師の同意が必要）</li> </ul>
はり・きゅう	<p>医師の同意がある場合の以下病名の施術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リウマチ</li> <li>● 腰痛症</li> <li>● 神経痛</li> <li>● 五十肩</li> <li>● 頸肩腕症候群</li> <li>● 頸椎捻挫後遺症</li> </ul> <p>※上記以外の病名で、慢性的な疼痛を主病とする疾患は、保険証が使える場合もあります。</p>
マッサージ	<p>医師の同意がある場合の以下症状の施術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関節拘縮</li> <li>● 筋麻痺</li> </ul> <p>※マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術となるため、関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば保険証の使用対象となります。</p>

### お問い合わせ・ご相談

市区町村の後期高齢者医療担当窓口 又は 愛知県後期高齢者医療広域連合

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号

国保会館北館3階

電話 (052)955-1223(保険料について)

電話 (052)955-1205(保険給付について)

FAX (052)955-1298

<http://www.aichi-kouiki.jp/>